

建設地選定の流れ

➤ Step 1

庁舎建設にふさわしいエリア・建設検討対象地の抽出

➤ Step 2

現況の土地利用 及び 権利者意向等による絞り込み

➤ Step 3

本庁舎の建設候補地に関する評価・分析 及び 選定

➤ Step 4

本庁舎と区役所の組合せ評価・分析 及び 選定

Step1-1 熊本市内全域

- 1) 根拠法令 ・ 地方自治法第4条：住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮すること
- 2) 都市計画 ・ 庁舎建設が可能な都市計画区域・用途地域内であること
- 3) 上位計画 ・ 一定の都市機能の集積が図られ、都市の拠点となりうる区域であること
- 4) 災害リスク ・ 土砂災害、地滑り等の予測・即時対応が不可能な地域でないこと



「熊本市立地適正化計画」で定められる「**中心市街地**」及び15の「**地域拠点**」における**都市機能誘導区域**を対象に立地特性を比較

Step1-2 中心市街地・15の地域拠点

- 1) 交通利便性 ・ バスや市電などの公共交通機関の利便性が高く、市民が訪れやすいこと
- 2) 施設利便性 ・ 都市機能（商業施設、医療・施設・文化施設等）が集積し、市民の利便性が高いこと
- 3) 業務関連性 ・ 公共施設（国、県、各区役所、市民センター、まちづくりセンター等）が集積していること



利便性に優れる「**中心市街地**」から建設可能な土地の抽出を行う

Step1-3 中心市街地

- 1) 敷地規模 ・ 本庁舎・議会棟：延床面積52,200㎡以上が建築できること ※中央区役所と合築する場合は、60,000㎡以上
・ 中央区役所：延床面積7,800㎡以上が建築できること
- 2) 土地利用等 ・ 現況の土地利用状況等を踏まえ建設検討対象地としての検討が可能であること



本庁舎等の建設検討対象地4か所に中央区役所の建設検討対象地2か所を加えた6か所で検討を行う

Step1-1 熊本市内全域

- 1) 根拠法令

2) 都市計画

3) 上位計画

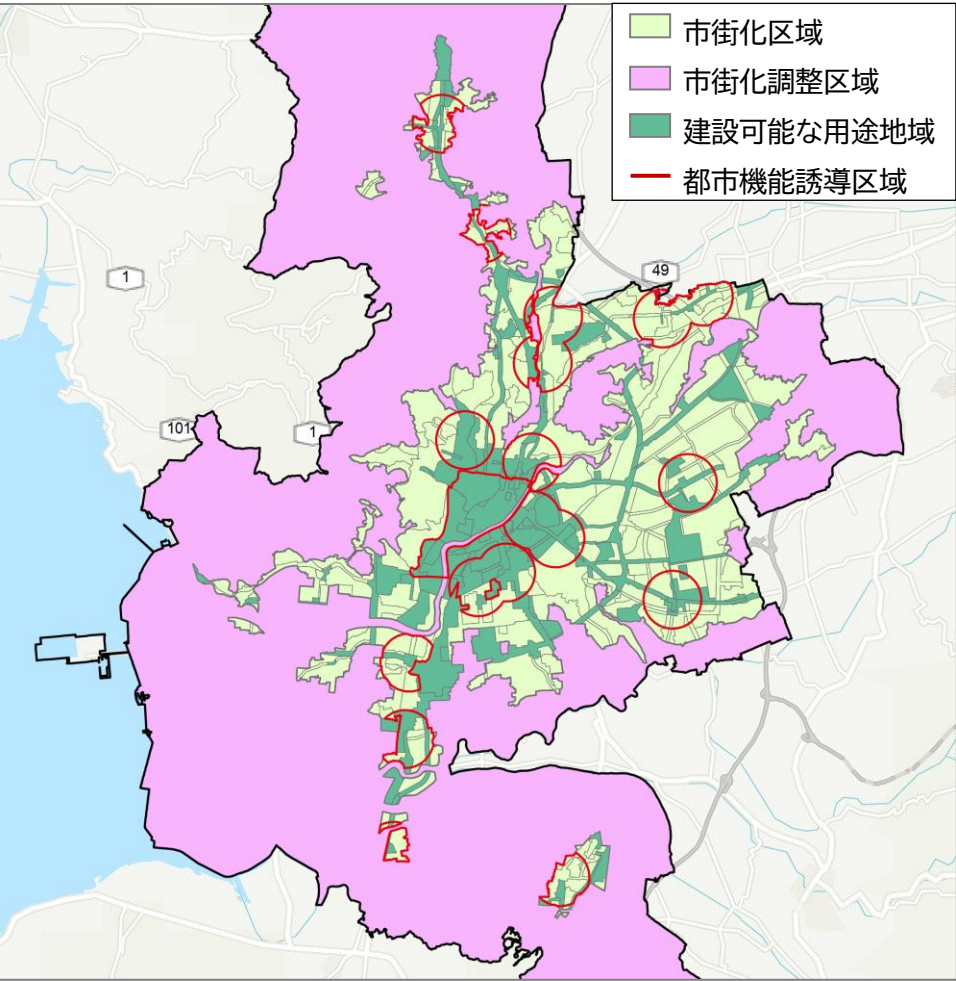
4) 災害リスク
- ・ 地方自治法第4条：住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮すること

・ 庁舎建設が可能な都市計画区域・用途地域内であること

・ 一定の都市機能の集積が図られ、都市の拠点となりうる区域であること

・ 土砂災害、地滑り等の予測・即時対応が不可能な地域でないこと

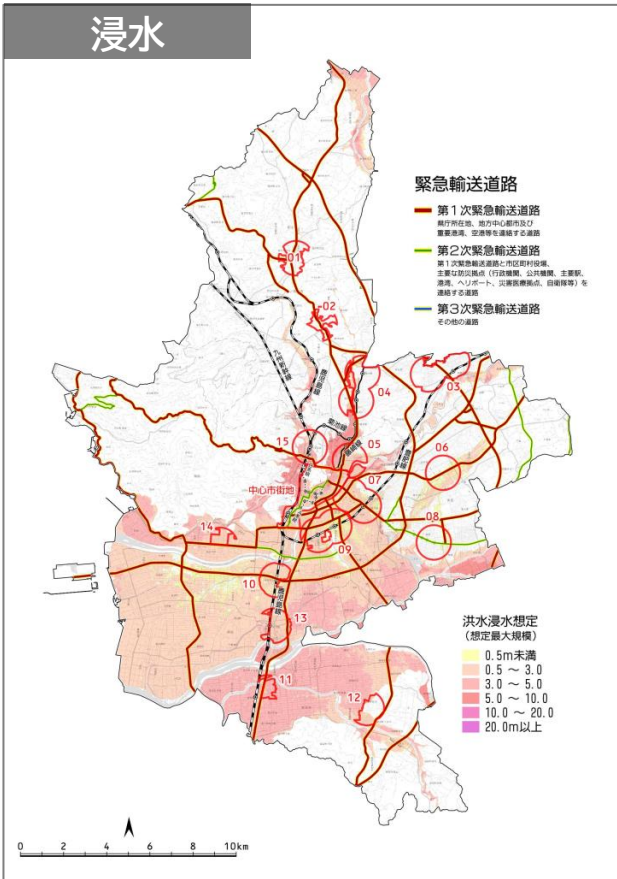
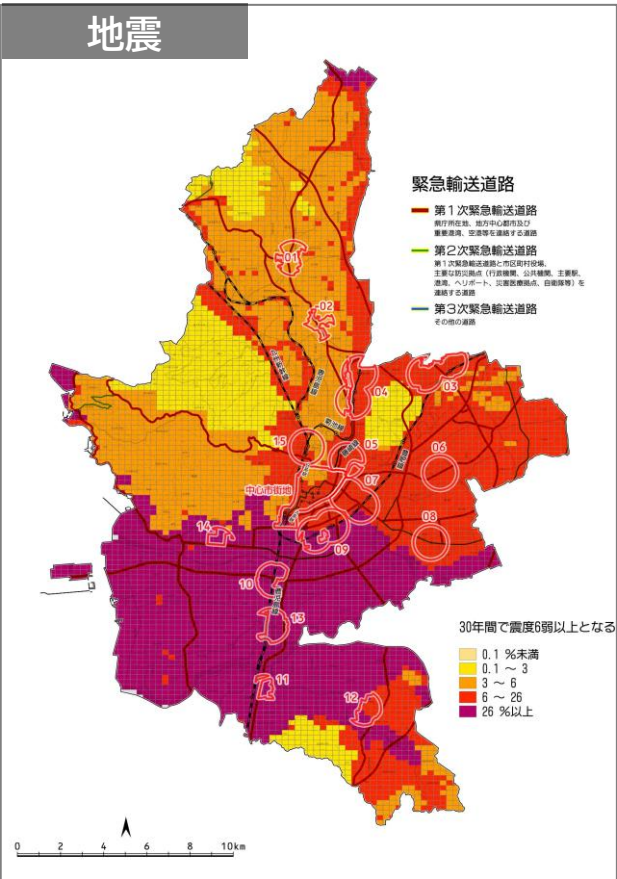
1) 根拠法令、2) 都市計画、3) 上位計画



・ 建設地選定にあたっての建設検討対象地抽出においては、住民の利用に最も便利であるよう、**都市機能の集積が図られる都市機能誘導区域**（立地適正化計画により位置づけ）、かつ**庁舎建設が可能な都市計画区域・用途地域内から選定**を行うこととします。

4) 災害リスク（防災拠点としての視点）

	地震	津波	洪水	高潮	土砂崩れ
事前の予測	×	▲	○	○	▲
	予測が難しい	地震発生後 多少の猶予あり	予め職員の参集や 上階退避が可能	予め職員の参集や 上階退避が可能	予測可能だが退避等に より業務継続できない
建物側での対策	○	○	○	○	▲
	免震構造の採用等	設備機器・重要諸室の 上階設置等	設備機器・重要諸室の 上階設置等	設備機器・重要諸室の 上階設置等	擁壁強化等があるが 建物の対策は難しい



建設地選定の際に
考慮すべき災害

・ 市民にとって利便性が高い都市機能誘導区域や庁舎建設が可能な地域はハザードマップ上の浸水区域に入りますが、事前の予測が可能のため、浸水時においても十分な災害対応を可能とするハード・ソフト面での対策を実施します。

・ 地震に対しては免震構造の採用等を念頭に必要な耐震性能を確保します。

・ なお、建物側での対策が難しく**建設地選定時点で考慮すべき土砂災害警戒区域等は、都市機能誘導区域の範囲から除外**されています。

「熊本市立地適正化計画」で定められる「**中心市街地**」及び15の「**地域拠点**」における**都市機能誘導区域**を対象に立地特性を比較

Step1-2 中心市街地・15の地域拠点

- 1) 交通利便性
- ・バスや市電などの公共交通機関の利便性が高く、市民が訪れやすいこと
- 2) 施設利便性
- ・都市機能（商業施設、医療・施設・文化施設等）が集積し、市民の利便性が高いこと
- 3) 業務関連性
- ・公共施設（国、県、各区役所、市民センター、まちづくりセンター等）が集積していること

視点	分析・検討項目	都市機能誘導区域															
		中心市街地	地域拠点														
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15
			植木地区	北部地区	楠・武蔵丘地区	八景水谷・清水亀井地区	子飼地区	長嶺地区	水前寺・九品寺地区	健軍地区	平成・南熊本地区	苅草地区	富合地区	城南地区	川尻地区	城山地区	上熊本地区
立地特性等（広域）																	
1) 交通利便性 ※1	公共交通圏域の大きさ（面積） ◎:1位、○:2,3位、▲4位～	◎ 152km ²	▲ 36.9km ²	▲ 20.7km ²	▲ 24.9km ²	▲ 24.4km ²	▲ 52.7km ²	▲ 26.9km ²	○ 97.5km ²	▲ 41.9km ²	▲ 41.9km ²	▲ 26.0km ²	▲ 7.0km ²	▲ 18.9km ²	▲ 20.1km ²	▲ 17.0km ²	○ 59.4km ²
	公共交通圏域の人口カバー率 ◎:1位、○:2,3位、▲4位～	◎ 80.1%	▲ 15.0%	▲ 9.0%	▲ 20.8%	▲ 17.6%	○ 37.4%	▲ 24.1%	○ 68.1%	▲ 32.1%	▲ 27.6%	▲ 16.8%	▲ 3.6%	▲ 10.3%	▲ 11.2%	▲ 10.0%	▲ 31.3%
2) 施設利便性 ※2	Walkability Indexのスコア ◎:1位、○:2,3位、▲4位～	◎ 82.3	▲ 62.2	▲ 55.6	▲ 62.3	▲ 59.4	○ 71.4	▲ 66.9	○ 76.7	▲ 67.8	▲ 68.1	▲ 61.4	▲ 55.7	▲ 55.8	▲ 60.4	▲ 59.7	▲ 63.3
3) 業務関連性	既存行政機関の密度 （50haあたりの施設数） ◎:1位、○:2,3位、▲4位～	◎ 3.97	▲ 0	▲ 0.71	▲ 0.34	▲ 0.77	▲ 0	▲ 0.25	▲ 0.83	○ 1.24	▲ 0.32	▲ 0	▲ 0.95	▲ 0.42	○ 1.08	▲ 0	▲ 1.00
総合評価：		◎	・いずれの項目においても中心市街地がもっとも高い評価となるため、中心市街地から建設可能な土地の抽出を行うものとする														



利便性に優れる「中心市街地」から建設可能な土地の抽出を行う

※1：交通利便性 | 各都市機能誘導区域を通る鉄道・バス・市電の路線を抽出し、その路線の駅・バス停から徒歩で利用しやすい範囲※の面積（＝圏域面積）とその範囲にどれくらいの人が住んでいるか（＝人口カバー率：圏域内の居住人口÷全市人口）を比較したもの。 ※「熊本市立地適正化計画」より、鉄道駅から半径500m、バス停・電停から半径300m ⇒各都市機能誘導区域に乗り換え無しでダイレクトにアクセスできる路線の周辺にどれくらいの人が居住しているかを整理することで、交通利便性の高さを評価した。

※2：施設利便性 | ある地点から徒歩で到達できる範囲に、生活利便施設や商業施設等がどれくらい集積しているかを評価する『Walkability Index』という指標を用いて、各都市機能誘導区域の利便性を評価した。

Step1-3

中心市街地

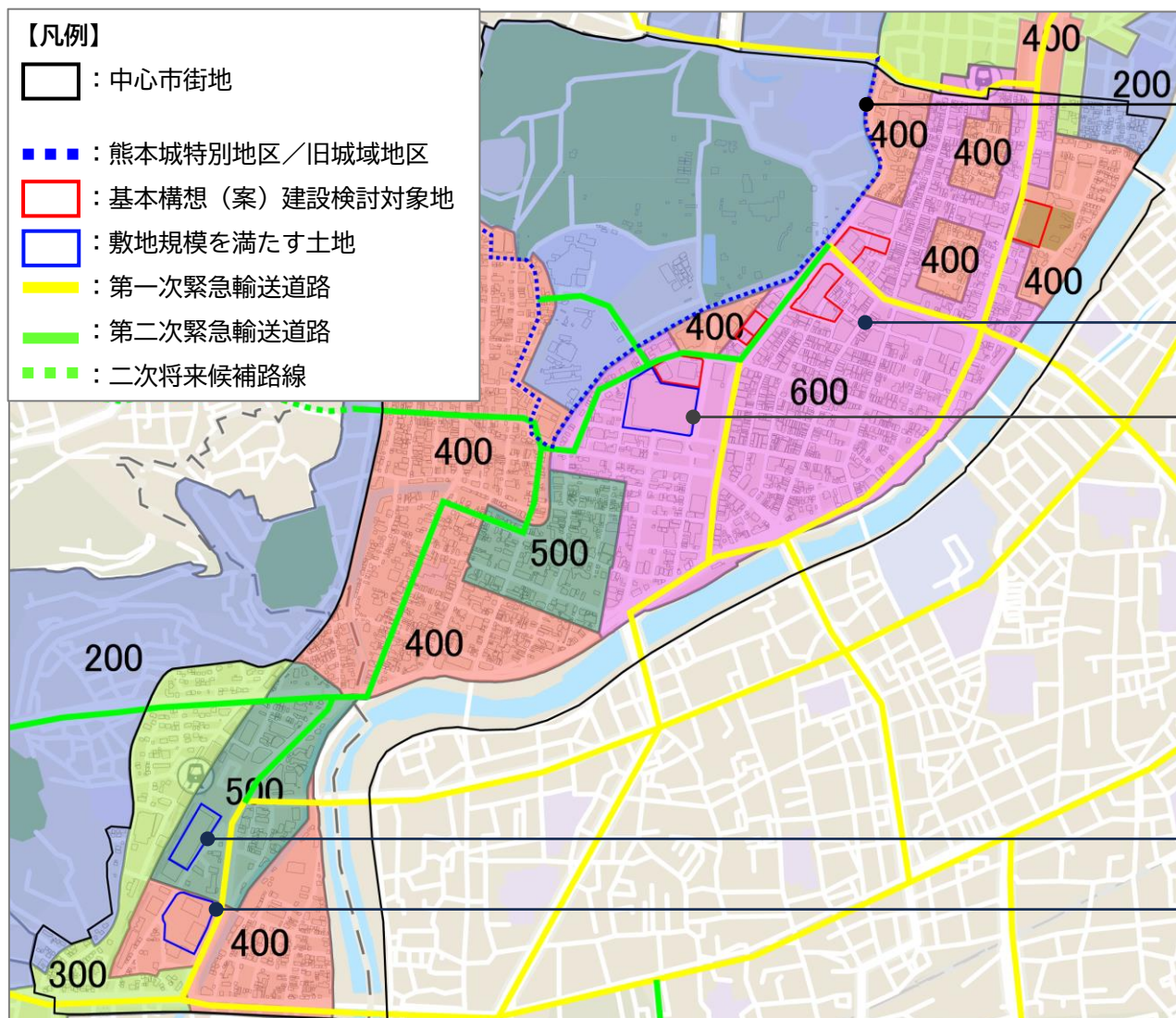
1) 敷地規模

- ・本庁舎・議会棟：延床面積52,200㎡以上が建築できること ※中央区役所と合築する場合は、60,000㎡以上
- ・中央区役所：延床面積7,800㎡以上が建築できること

2) 土地利用等

- ・現況の土地利用状況等を踏まえ建設検討対象地としての検討が可能であること

1) 敷地規模



2) 土地利用等

【熊本城周辺】

- ・国が文化財保護法で指定した史跡のうち、特に歴史上・学術上価値が高いものであり、良好な形で後世に伝える必要のある特別史跡【熊本城跡】に該当し、史跡整備を前提とした復旧事業に利用することとなっている。

- ・「熊本市景観計画」における「熊本城特別地区」、及び「熊本市緑の基本計画」にて「旧城域地区」に指定されており、建物高さや緑化の方針等に規制がかかっている。

➡建築的な制約が多くかかることから、建替えにより新庁舎を建設する敷地として適当でない

【基本構想(案)建設検討対象地】

- ・本庁舎及び議会棟：①現庁舎敷地周辺、②城東エリア、③NTT桜町敷地、④白川公園
- ・中央区役所：①～④に加えて⑤花畑町別館跡地、⑥みずほ銀行

【サクラマチクマモト】街区面積：32,676㎡ 2019年に再開発により開業した複合施設

➡既存建物の築年数が浅いことなどから、建替えにより新庁舎を建設する敷地として適当でない

【アミュプラザ熊本】街区面積：12,444㎡ 2021年に開業した商業施設

➡既存建物の築年数が浅いことなどから、建替えにより新庁舎を建設する敷地として適当でない

【熊本地方合同庁舎A棟・B棟】街区面積：18,569㎡

- ・老朽化などに対応して移築再整備された。A棟は2010年、B棟は2014年に完成。

➡既存建物の築年数が浅いことなどから、建替えにより新庁舎を建設する敷地として適当でない

【その他】

- ・上記以外に敷地規模を満たす民間所有の土地もわずかに見られたが、現状の土地利用状況や緊急輸送道路へのアクセス等により新庁舎を建設する敷地として適当でない判断した。

- ・基本構想(案)にて整理された本庁舎及び議会棟の建設検討対象地の面積要件を踏まえると、各指定容積率の区域内で必要面積の建物を建てるには、以下の敷地面積が必要となる。

※「計画延床面積(52,200㎡)÷指定容積率(%)」による参考値

指定容積率200%	⇒	26,100㎡	以上の敷地面積が必要
// 300%	⇒	17,400㎡	//
// 400%	⇒	13,050㎡	//
// 500%	⇒	10,440㎡	//
// 600%	⇒	8,700㎡	//

敷地規模を満たす
一団の土地を抽出※

※一つの土地が、連続するひとまとまりの土地として土地利用上一体の土地を構成しているか、一体として利用可能であると判断される土地を「都市計画基礎調査」を元に抽出

基本構想(案)で抽出された **6か所を建設検討対象地**とする

Step1-1

熊本市内全域

1) 根拠法令 ・ 地方自治法第4条：住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮すること

(1) 地方自治法の規定

本庁舎（事務所）の位置については、地方自治法第四条において、次のように規定されている。

地方自治法 第四条

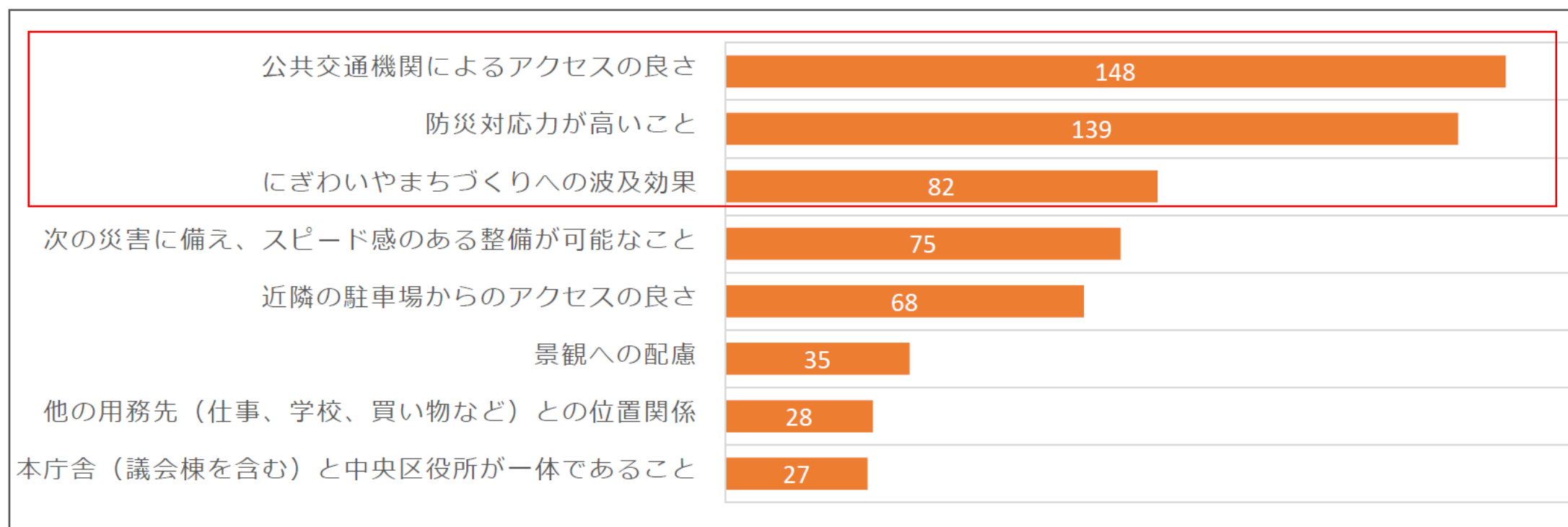
- 第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- ② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- ③ 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

- ・ 建設地選定にあたっては地方自治法第4条において、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮することと」と規定されていることを前提に検討を行うことが求められます。
- ・ また、市民アンケートの結果からも、日常的な利便性（公共交通のアクセス、にぎわい）を確保するとともに災害時の防災対応力をしっかり発揮できる建設検討対象地の選定が求められています。

(2) 市民アンケートの結果

- ・ 市民説明会におけるアンケートでは公共交通の利便性、防災性、にぎわいやまちづくりへの波及効果を重視する声が多かった。

4 新庁舎建設地において重視する点は？（3つまで選択）



Step1-1

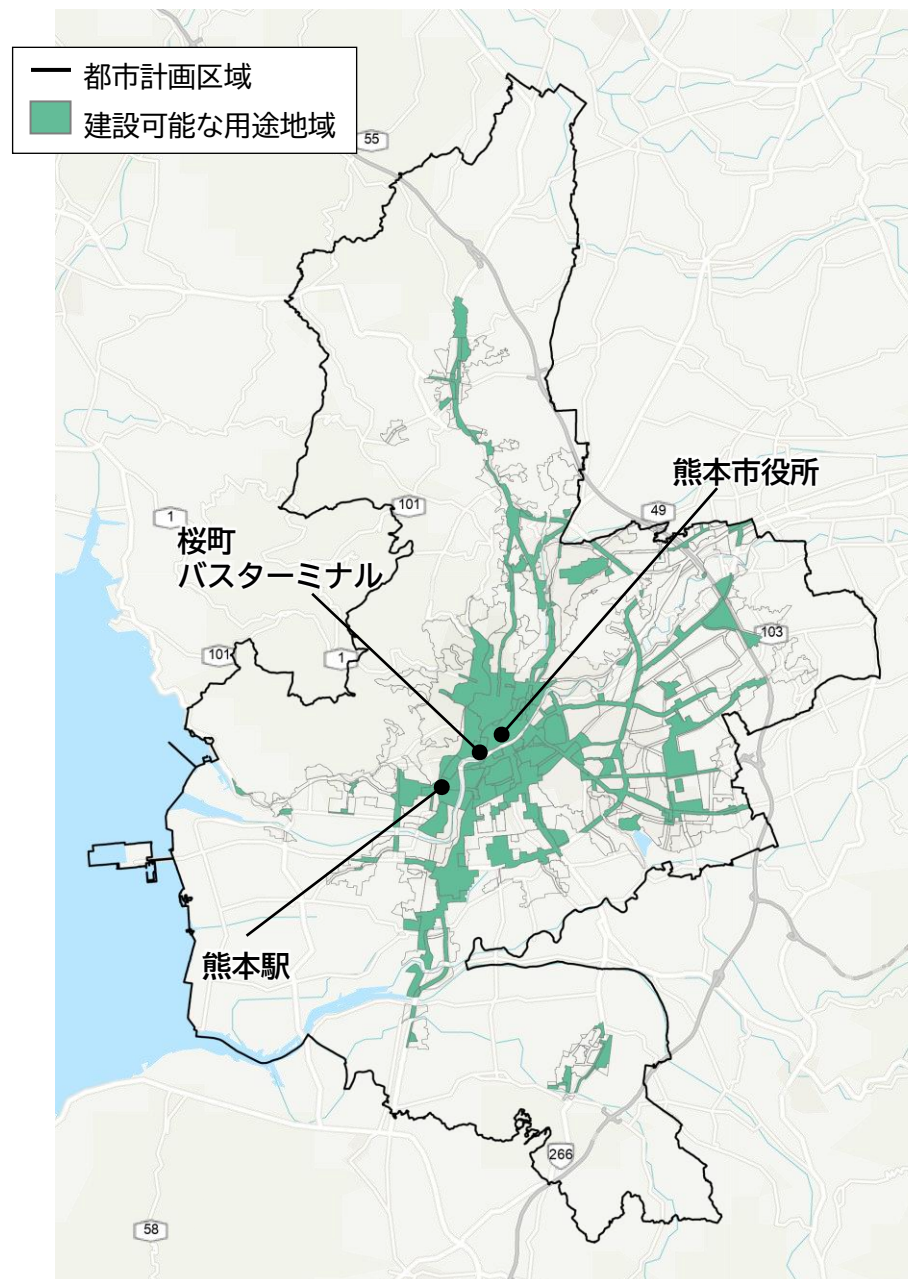
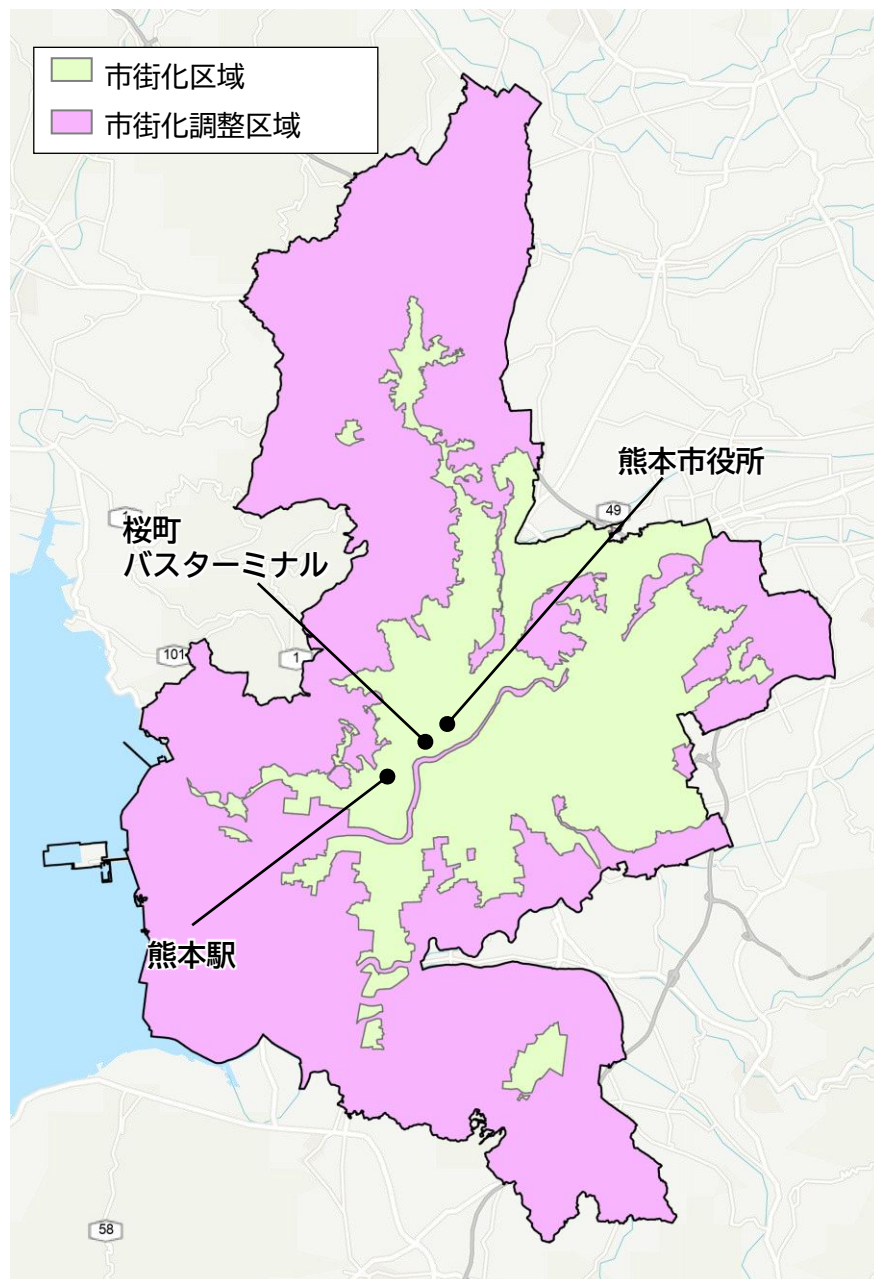
熊本市内全域

- 2) 都市計画 ・ 庁舎建設が可能な都市計画区域・用途地域内であること
- 3) 上位計画 ・ 一定の都市機能の集積が図られ、都市の拠点となりうる区域であること

2) 都市計画

法律などの規制上検討が可能なエリア

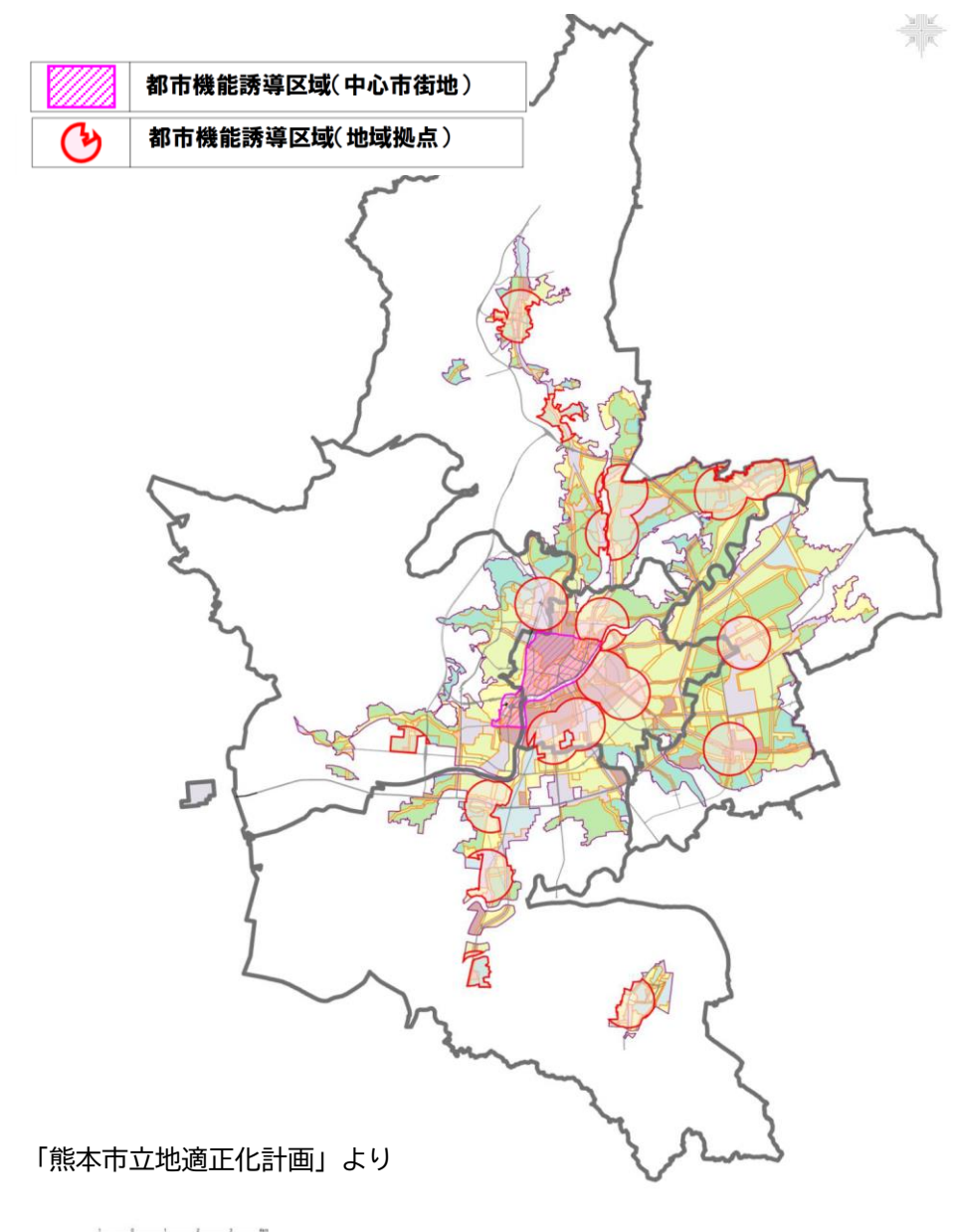
- ・ **新庁舎建設地**は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められた、都市計画法及びその他の法令の規制を受ける「**都市計画区域**」内から抽出すべきと考えます。
- ・ 「都市計画区域」は「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けられ、「市街化調整区域」は市街化を抑制すべき区域であるため、「市街化区域」の中から候補地を選定します。
- ・ 熊本市の定める用途地域内の建築物の用途制限より、**新庁舎で想定される“床面積が3,000㎡を超える事務所等”が建設できる用途地域は第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に限られます。**



3) 上位計画

都市の拠点としてふさわしいエリア

- ・ 熊本市では都市全体に関する包括的なマスタープランである「都市マスタープラン」及び「立地適正化計画」が定められている。
- ・ その中で“**商業・医療等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することで、市民の日常生活の利便性を確保する**”ための「**都市機能誘導区域**」が定められている。
- ・ 「都市機能誘導区域」は熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の「**中心市街地**」及び「**15カ所の地域拠点**」を基本に、**市街化調整区域や災害リスクが高い地域等を除いた箇所**に設定されている。



「熊本市立地適正化計画」より

Step1-1 熊本市内全域

4) 災害リスク ・土砂災害、地滑り等の予測・即時対応が不可能な地域でないこと

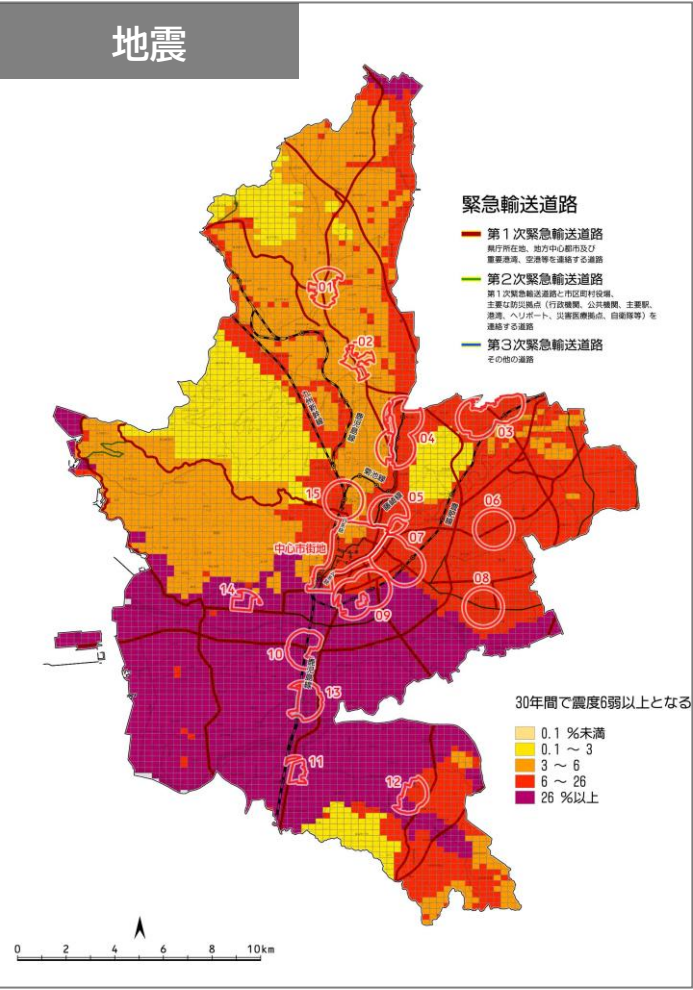
	地震	津波	洪水	高潮	土砂崩れ
事前の予測	×	▲	○	○	▲
	予測が難しい	地震発生後 多少の猶予あり	予め職員の参集や 上階退避が可能	予め職員の参集や 上階退避が可能	予測可能だが退避等により業務継続できない
建物側での対策	○	○	○	○	▲
	免震構造の採用等	設備機器・重要諸室の 上階設置等	設備機器・重要諸室の 上階設置等	設備機器・重要諸室の 上階設置等	擁壁強化等があるが 建物の対策は難しい

・台風・大雨（浸水・高潮）、地震（耐震・津波）については事前の予測や建物側（ハード面）での対策が可能であると考えます。

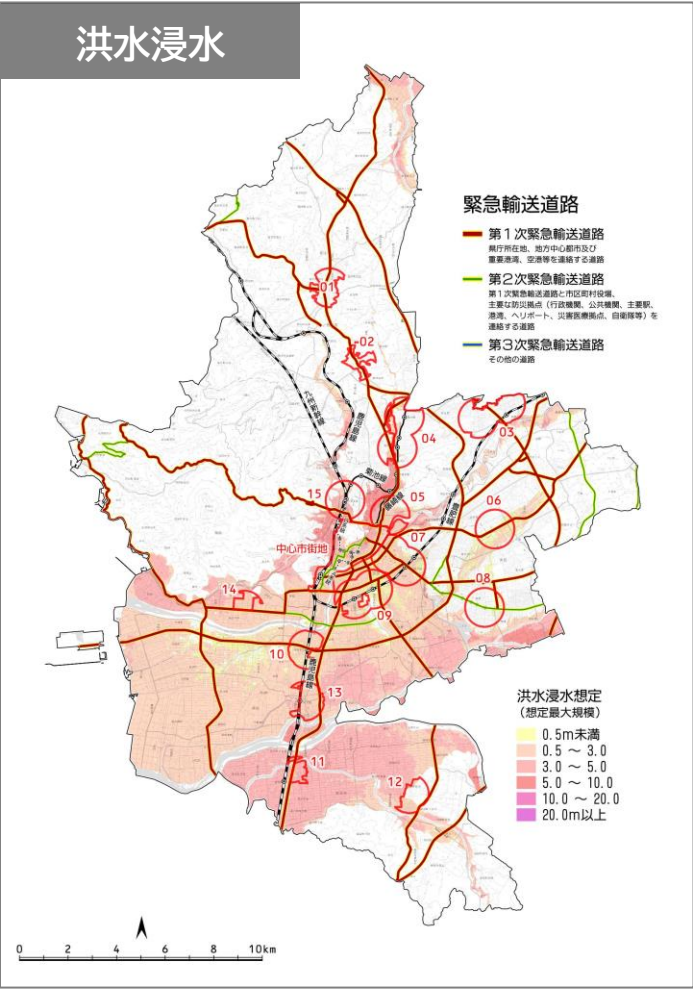
・一方、土砂災害については大雨等で災害の危険性が高まっていることを予測し予め避難する等の対応は可能ですが、建物への影響を免れることができないため、リスクの高いエリアは候補地から除外すべきと考えます。

※津波については、都市機能誘導区域及び建設可能な用途地域内における被害は想定されていません。

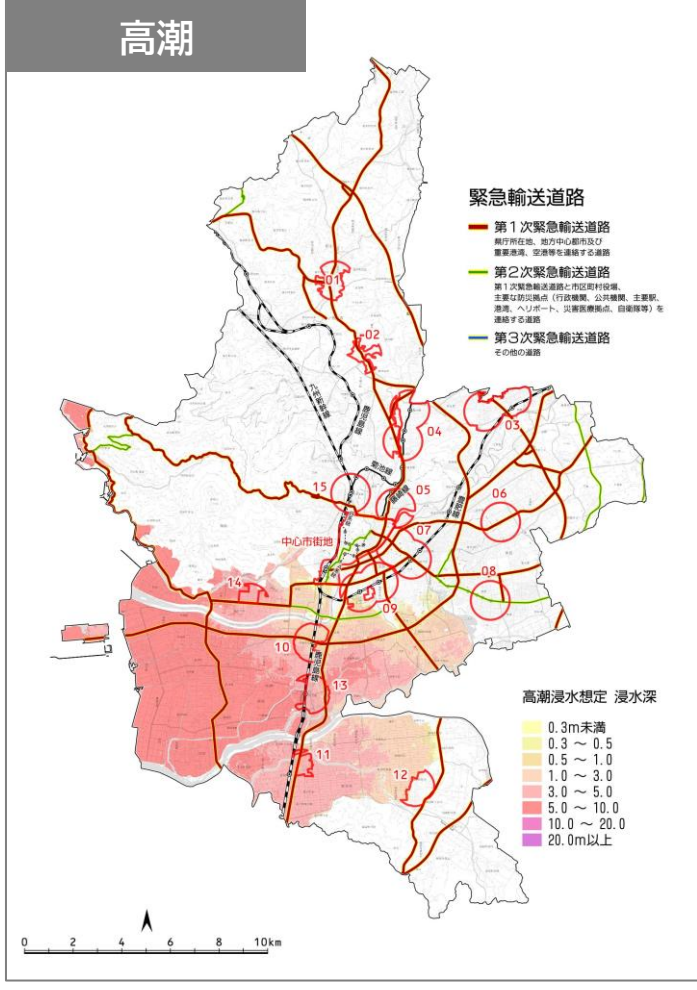
建設地選定の際に
考慮すべき災害



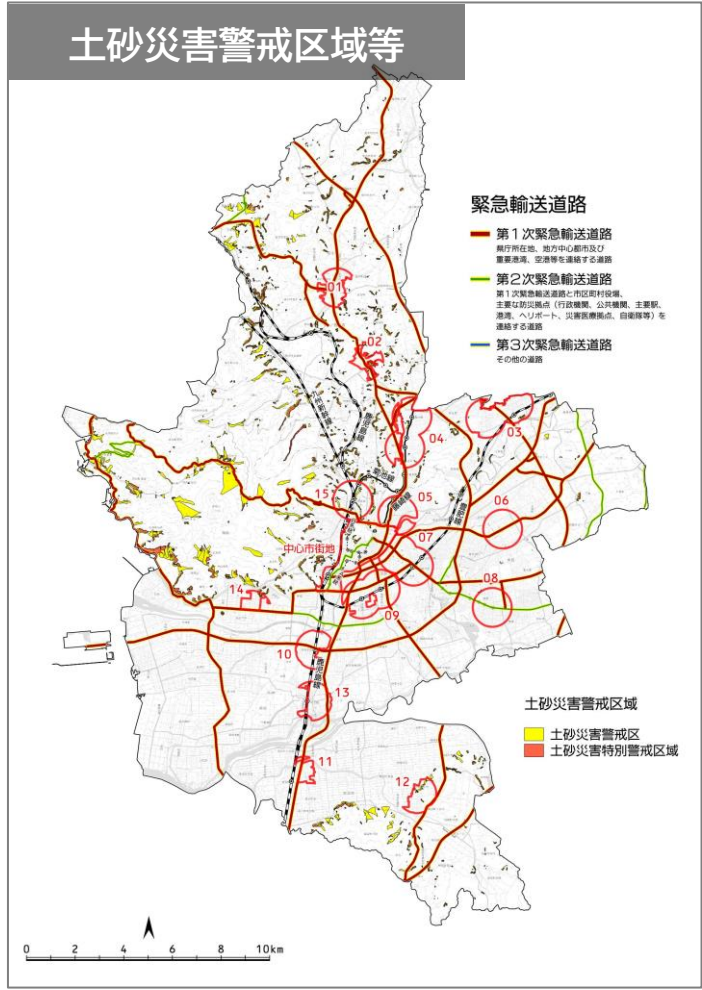
確率論的地震動予測地図
今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
基準年：2023年、地震種別：全ての地震、確率ケース：平均ケース
<https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>



国土数値情報 洪水浸水想定区域
(1次メッシュ単位) データ
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A31-2022.html>



出典：熊本県オープンデータカタログサイト
／ 高潮浸水想定区域図
https://data.bodik.jp/dataset/430005_00153



国土数値情報 土砂災害警戒区域データ
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A33-2022.html>

Step1-2 中心市街地・15の地域拠点

1) 交通利便性 ・バスや市電などの公共交通機関の利便性が高く、市民が訪れやすいこと

分析方法

市内の公共交通と都市機能誘導区域をマッピング

【データ出典】
鉄道（路線、駅）／国土数値情報 鉄道（2022年）
バス／国土数値情報 バスルート（2022年）、バス停留所（2022年）
都市機能誘導区域／国土数値情報 立地適正化計画区域（2020年）

都市機能誘導区域と交差する路線を
“公共交通圏域”として抽出

【公共交通圏域面積】
都市機能誘導区域を通る鉄道（JR、市電、熊本電鉄）、バスの路線を抽出。抽出した路線の鉄道駅から半径500m、バス停から半径300mの面積を算出。（半径が重なる場合は統合した面積）

公共交通圏域内の人口、事業所数、従業者数等を分析

【公共交通圏域の人口比較】
公共交通圏域内の人口総数／2020年国勢調査250mメッシュ（面積按分）
【公共交通圏域の事業所比較】
公共交通圏域内の事業所数／2016年経済センサス活動調査500mメッシュ（面積按分）
【公共交通圏域の従業者数比較】
公共交通圏域内の従業者数／2016年経済センサス活動調査500mメッシュ（面積按分）
【全市人口カバー率】
人口総数÷熊本市人口（738,865人）／2020年国勢調査

【凡例】

都市機能誘導区域

路線（鉄道）

路線（市電）

路線（バス）

公共交通圏域（鉄道駅から500m）

公共交通圏域（市電停から500m）

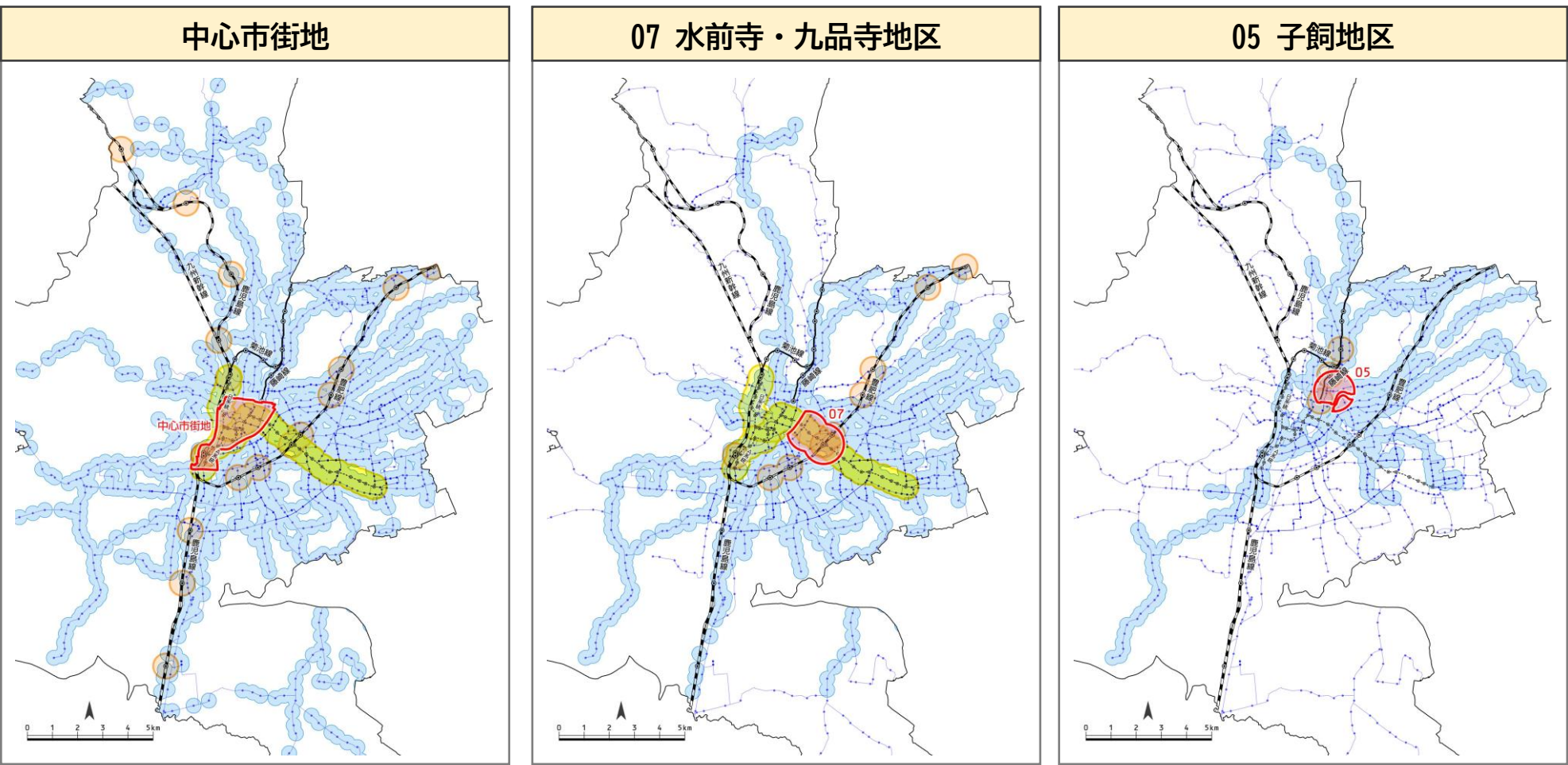
公共交通圏域（バス停から300m）

・公共交通圏域に居住する人口総数、事業所数、従業者数、全市人口カバー率はいずれも中心市街地が最も高い結果となっています。

・多くの市民・事業者が公共交通で来庁しやすい庁舎とするためには、中心市街地の中から建設地を選定することが望ましいと考えられます。

分析結果

		公共交通圏域面積 (km2)	全市人口カバー率 (%)	【参考】		
				人口総数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
01	植木地区（北区役所周辺地区）	36.9	15.0%	110,594	7,456	84,532
02	北部地区（北部総合出張所周辺地区）	20.7	9.0%	66,326	5,406	60,500
03	楠・武蔵ヶ丘地区（楠・武蔵ヶ丘周辺地区）	24.9	20.8%	153,559	8,579	94,168
04	八景水谷・清水亀井地区（堀川・亀井駅周辺地区）	24.4	17.6%	129,801	7,541	81,321
05	子飼地区	52.7	37.4%	276,201	12,982	137,304
06	長嶺地区	26.9	24.1%	178,405	10,107	113,250
07	水前寺・九品寺地区	97.5	68.1%	503,493	21,728	230,313
08	健軍地区	41.9	32.1%	237,186	12,490	131,204
09	平成・南熊本地区（平成・南熊本駅周辺地区）	41.9	27.6%	203,659	11,608	129,836
10	刈草地区（島町・上ノ郷地区）	26.0	16.8%	124,132	7,740	89,979
11	富合地区（南区役所周辺地区）	7.0	3.6%	26,293	1,649	21,041
12	城南地区（城南総合出張所周辺地区）	18.9	10.3%	76,315	5,753	62,022
13	川尻地区	20.1	11.2%	82,930	6,177	71,328
14	城山地区	17.0	10.0%	74,079	5,644	59,348
15	上熊本地区	59.4	31.3%	231,047	12,491	131,889
00	中心市街地	152.1	80.1%	591,683	24,281	261,561



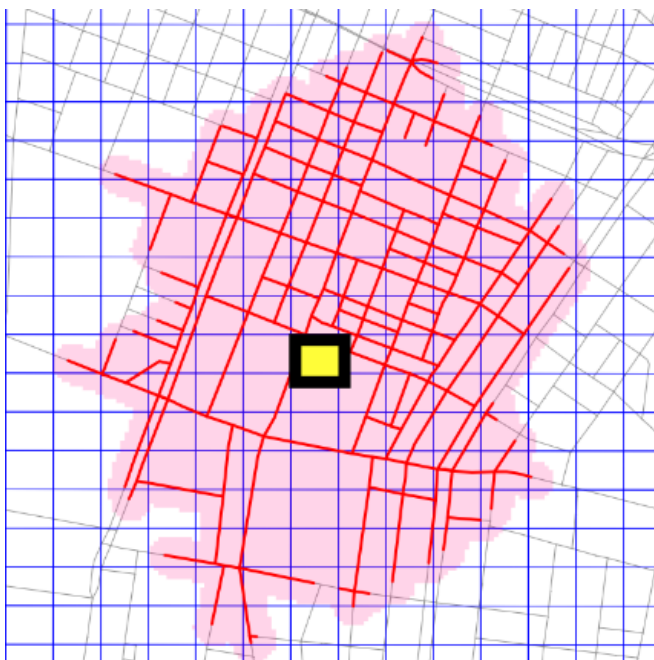
Step1-2 中心市街地・15の地域拠点

2) 施設利便性 ・都市機能（商業施設、医療・施設・文化施設等）が集積し、市民の利便性が高いこと

分析方法

- ✓ 『Walkability Index』は、ある地点から徒歩で到達できる範囲に、生活利便施設、商業・レジャー施設、教育・学び施設といった「都市のアメニティ」がどれだけ集積しているかを100点満点で評価する指標。
- ✓ LIFULL HOME 'Sの不動産物件詳細サイトや、国土交通省が整備するPLATEAU VIEW（施設充実度）でも活用されている。
- ✓ 同指標を用いて、熊本市内の都市機能誘導区域（地域拠点15拠点、中心市街地）を評価。

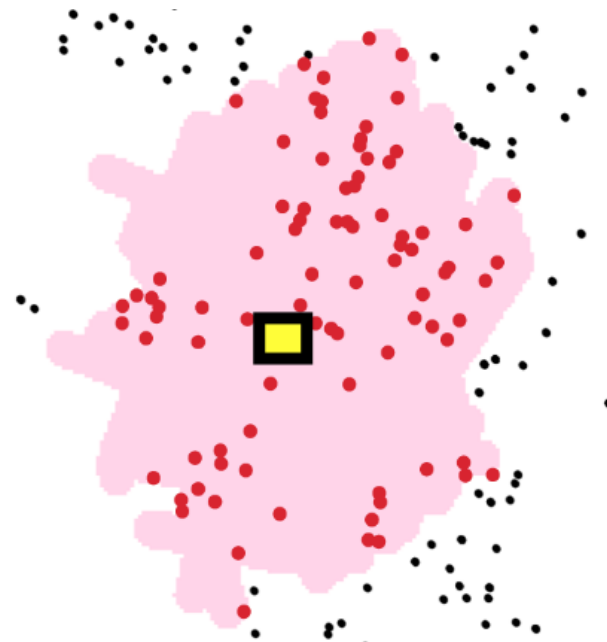
①歩行者経路を用いた「徒歩圏」の算出



備考：

歩行経路データはゼンリン提供データを使用。年1回更新。
徒歩距離400m, 800m, 1200mを算出。
800m, 1200mの圏域は距離減衰の考え方を考慮して施設数を割り引いてカウント。

②「徒歩圏」内のアメニティの特定

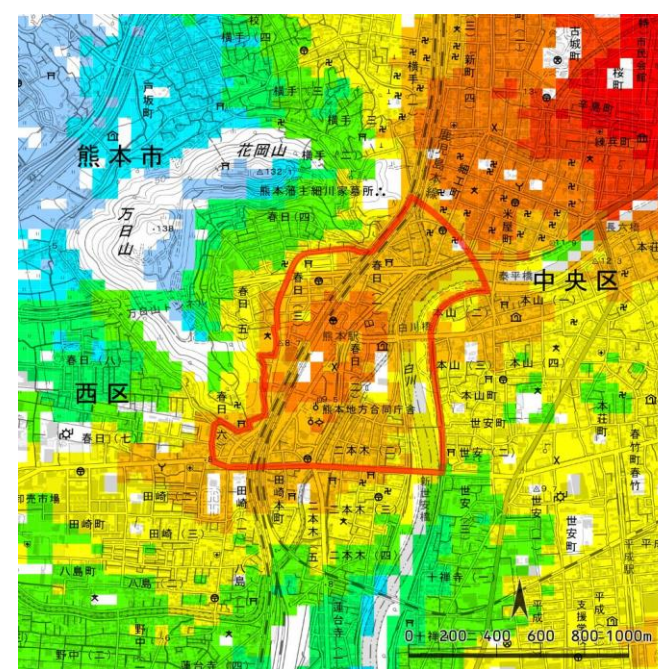


備考：

アメニティポイントデータはゼンリン提供データを使用(下記)。最大年4回更新。

- | | | |
|--------|----------|---------|
| ● スーパー | ● カフェ | ● 雑貨・音楽 |
| ● コンビニ | ● 弁当・惣菜 | ● 娯楽施設 |
| ● 郵便局 | ● パン | ● 習い事教室 |
| ● 医療施設 | ● 大型商業施設 | ● 書店 |
| ● 飲食店 | ● ファッション | ● 文化施設 |

③ 都市地域内50mメッシュで分析反復



備考：

50mメッシュの位置（ポイント）から最近傍の道路リンクを探索し、そこを起点として等距離圏を生成する。
設定した距離内で道路リンクが探索できない場合はデータなしとなるため、大規模な耕地等ではデータなしとなる場合がある。

④ アメニティ集積度のスコア化



備考：

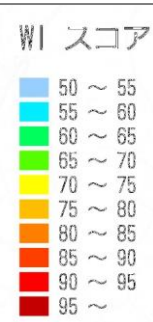
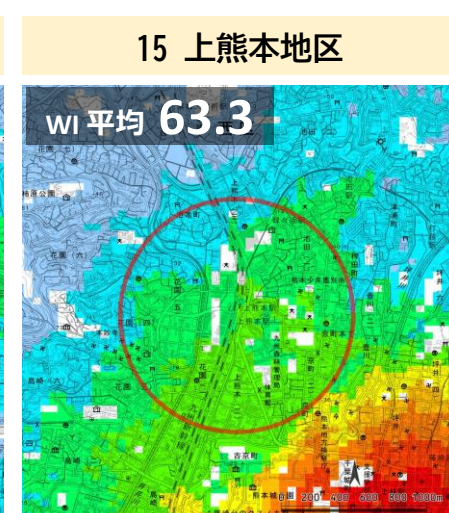
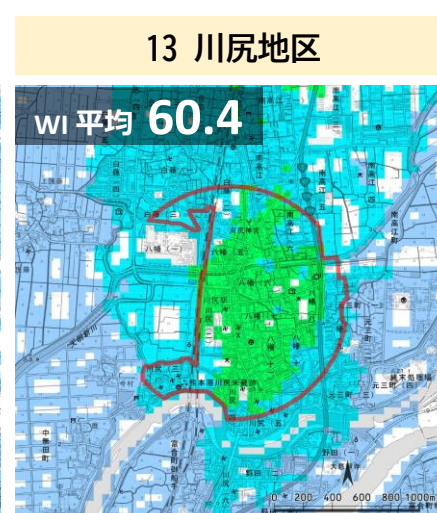
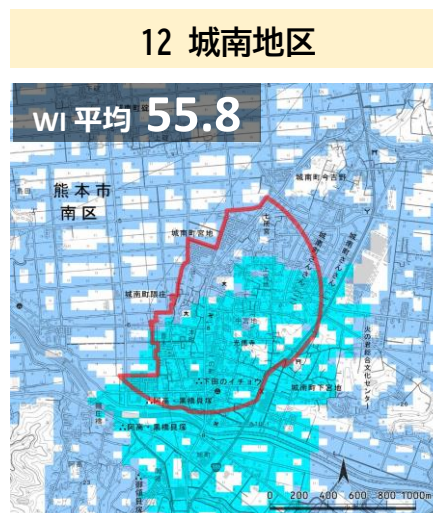
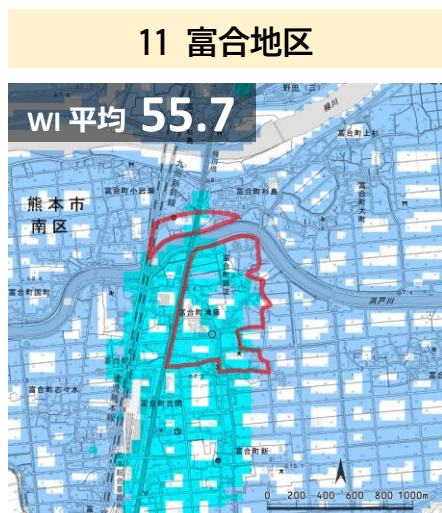
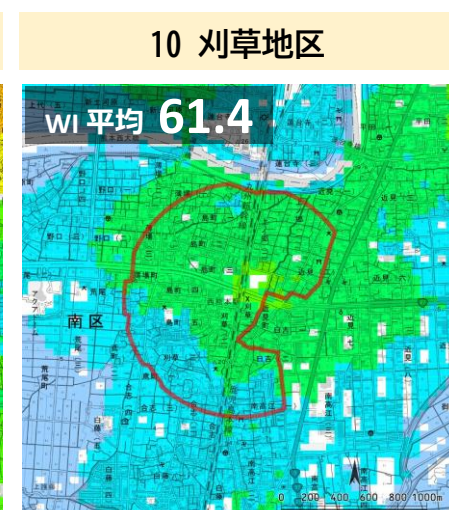
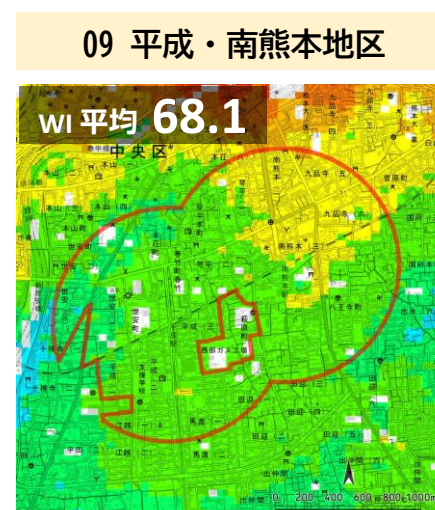
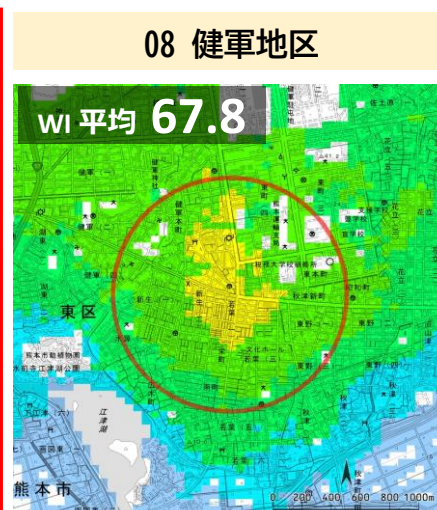
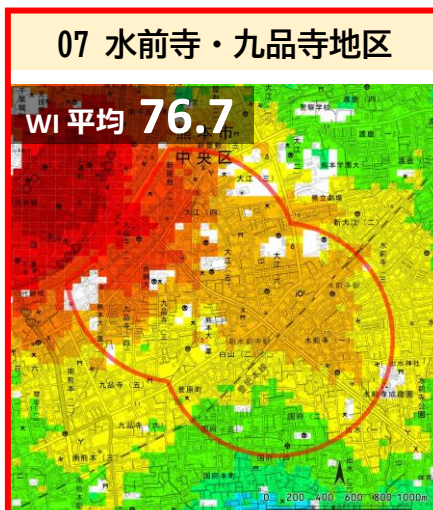
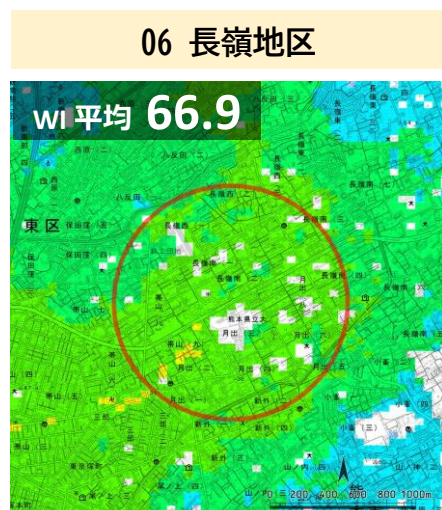
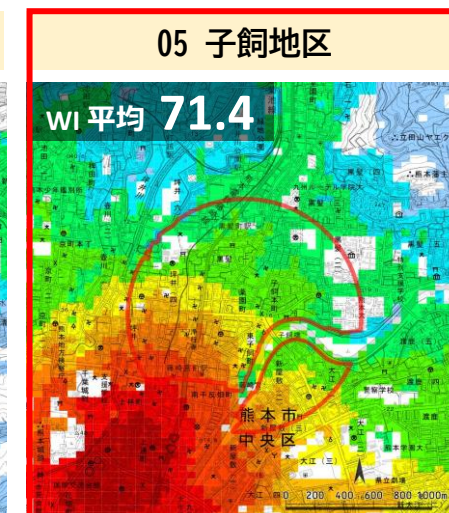
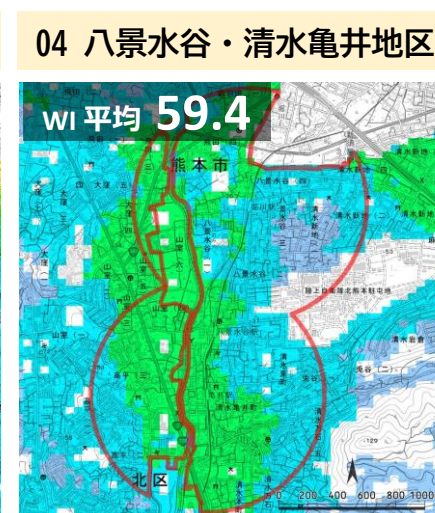
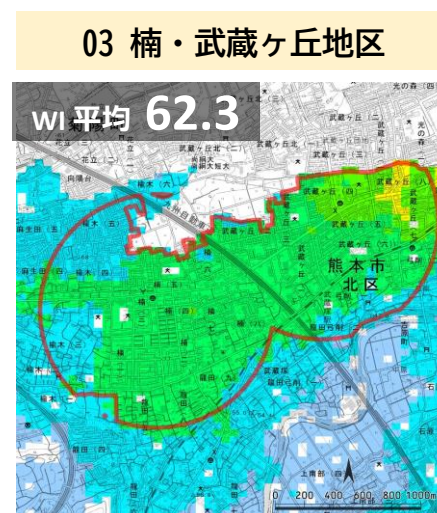
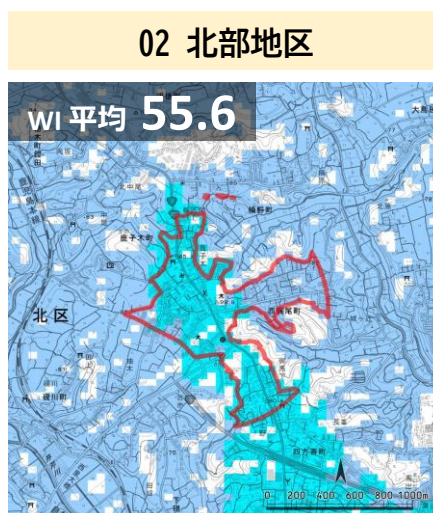
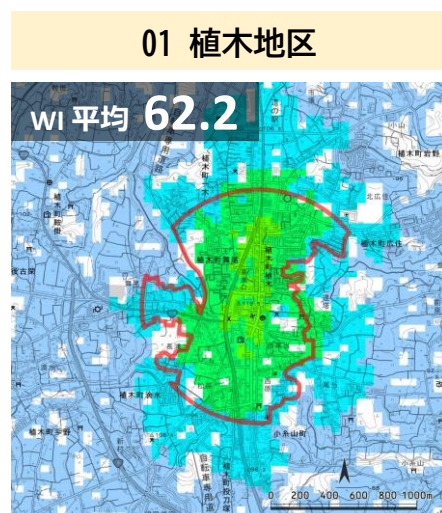
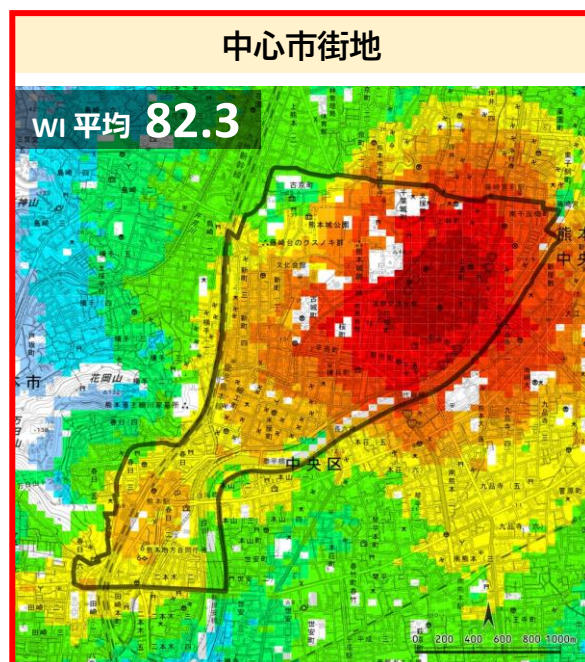
熊本県内の都市地域における50mメッシュのWIを算出し、最も評価が高い地点を100、最も評価が低い地点を50として指数化。
※住宅用地評価用のWIと、ビジネス用地評価用のWIを準備。今回は後者を選択。

Step1-2 中心市街地・15の地域拠点

2) 施設利便性 ・都市機能（商業施設、医療・施設・文化施設等）が集積し、市民の利便性が高いこと

分析結果

✓ 各拠点内の評価地点（50mメッシュごとのポイント）における『Walkability Index』スコアの平均点を算出し比較

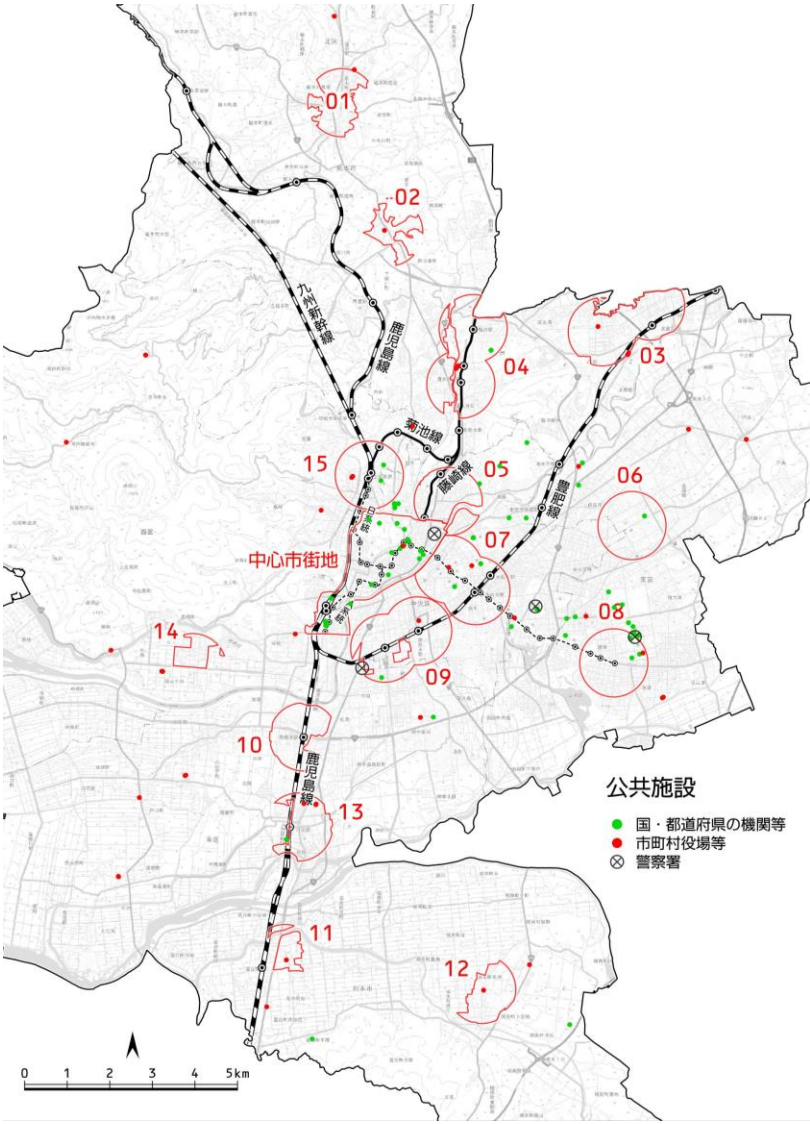


※各ヒートマップの縮尺は同じ
(中心市街地の範囲が広い)

- ・公共交通利便性と同様に、中心市街地に加えて、「07 水前寺・九品寺地区」「05 子飼地区」の評価が高くなっています。
- ・徒歩圏内に便利施設が多く立地する中心市街地から候補地を選定することで、市民の利便性に寄与するだけでなく、周辺への賑わいの波及効果が期待できるものと考えます。

Step1-2 中心市街地・15の地域拠点

3) 業務関連性 ・ 公共施設（国、県、各区役所、市民センター、まちづくりセンター等）が集積していること



	拠点エリア面積(ha)	国・都道府県機関、市町村役場・警察署(施設数)	50haあたりの密度
01 植木地区（北区役所周辺地区）	134.7	0	0.00
02 北部地区（北部総合出張所周辺地区）	69.9	1	0.71
03 楠・武蔵ヶ丘地区（楠・武蔵ヶ丘周辺地区）	296.0	2	0.34
04 八景水谷・清水亀井地区（堀川・亀井駅周辺地区）	325.7	5	0.77
05 子飼地区	171.5	0	0.00
06 長嶺地区	201.0	1	0.25
07 水前寺・九品寺地区	302.5	5	0.83
08 健軍地区	201.0	5	1.24
09 平成・南熊本地区（平成・南熊本駅周辺地区）	308.0	2	0.32
10 刈草地区（島町・上ノ郷地区）	154.1	0	0.00
11 富合地区（南区役所周辺地区）	52.6	1	0.95
12 城南地区（城南総合出張所周辺地区）	119.9	1	0.42
13 川尻地区	139.4	3	1.08
14 城山地区	53.9	0	0.00
15 上熊本地区	200.9	4	1.00
00 中心市街地	415.5	33	3.97

拠点エリア	施設区分	分類	名称等
中心市街地	国・都道府県の機関等	総務省	九州管区行政評価局熊本行政評価事務所
	国・都道府県の機関等	総務省	九州総合通信局
	国・都道府県の機関等	財務省	財務総合政策研究所南九州研修支所
	国・都道府県の機関等	財務省	九州財務局
	国・都道府県の機関等	国税庁	熊本国税局
	国・都道府県の機関等	国税庁	熊本国税局熊本西税務署
	国・都道府県の機関等	国税庁	国税不服審判所熊本国税不服審判所
	国・都道府県の機関等	厚生労働省	熊本労働局
	国・都道府県の機関等	農林水産省	九州農政局
	国・都道府県の機関等	国土交通省	九州地方整備局熊本営繕事務所
	国・都道府県の機関等	気象庁	福岡管区気象台熊本地方気象台
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	九州旅客鉄道株式会社熊本支社
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	日本郵政株式会社ネットワークセンター九州ネットワークセンター
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	日本郵政株式会社監査室熊本監査室
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	日本郵政株式会社九州支社
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	日本郵政株式会社健康管理室九州支社健康管理室
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	日本郵政株式会社福利厚生センター九州福利厚生センター
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	株式会社商工組合中央金庫熊本支店
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	日本銀行熊本支店
	国・都道府県の機関等	公共企業体・政府関係機関	地方公務員災害補償基金熊本市支部
02 北部地区（北部総合出張所周辺地区）	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	北部まちづくりセンター
03 楠・武蔵ヶ丘地区（楠・武蔵ヶ丘周辺地区）	市町村役場等	支所、出張所、連絡所	楠出張所
	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	龍田市民センター
	国・都道府県の機関等	防衛省	陸上自衛隊北熊本駐屯地
	国・都道府県の機関等	防衛省	陸上幕僚監部第八師団司令部
04 八景水谷・清水亀井地区（堀川・亀井駅周辺地区）	市町村役場等	支所、出張所、連絡所	清水出張所
	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	清水まちづくりセンター
	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	清水市民センター
	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	熊本市福祉総合相談所
06 長嶺地区	国・都道府県の機関等	都道府県の出先機関	ハローワーク熊本
07 水前寺・九品寺地区	国・都道府県の機関等	厚生労働省	熊本大学薬学部附属薬用資源エコフロンティアセンター
	国・都道府県の機関等	独立行政法人・大学共同利用機関法人	高齡・障害・求職者雇用支援機構熊本障害者職業センター
	国・都道府県の機関等	独立行政法人・大学共同利用機関法人	熊本市保健所
	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	大江市民センター
08 健軍地区	国・都道府県の機関等	防衛省	陸上自衛隊熊本駐屯地
	国・都道府県の機関等	国税庁	熊本国税局税務大学校熊本研修所
	国・都道府県の機関等	都道府県の出先機関	熊本県自動車税事務所
	市町村役場等	本庁（市役所、区役所、町役場、村役場）	熊本市東区役所
09 平成・南熊本地区（平成・南熊本駅周辺地区）	警察署	警察署	熊本東警察署
	国・都道府県の機関等	法務省	熊本地方法務局分室
11 富合地区（南区役所周辺地区）	市町村役場等	本庁（市役所、区役所、町役場、村役場）	熊本市中央区役所
	市町村役場等	本庁（市役所、区役所、町役場、村役場）	熊本市南区役所
12 城南地区（城南総合出張所周辺地区）	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	城南まちづくりセンター
	市町村役場等	支所、出張所、連絡所	川尻出張所
	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	南部まちづくりセンター
13 川尻地区	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	南部市民センター
	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	法務少年支援センターくまもと
15 上熊本地区	国・都道府県の機関等	法務省	森林管理局九州森林監理局
	国・都道府県の機関等	林野庁	花園まちづくりセンター
	市町村役場等	上記以外の行政サービス施設	花園市民センター